

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により、次の表の左欄に掲げる土地改良区が当該中欄に掲げる土地改良事業を行うことについて令和元年10月16日適当と決定し、その関係書類を当該右欄に掲げる場所において同年11月18日から同年12月9日まで縦覧に供する。

令和元年11月8日

香川県知事職務代理者

香川県副知事 西 原 義 一

土地改良区名	土地改良事業名	縦覧場所
三豊市財田町土地改良区	単独県費補助土地改良事業 (水路改修事業) 吉田西地区	三豊市建設経済部土地改良課
〃	単独県費補助土地改良事業 (ため池改修事業) 吉池地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業 (揚水施設改修事業) 堀地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業 (水路改修事業) 下入樋地区	〃